

議案第19号

飛騨市高額療養費支払資金貸付条例を廃止する条例について

飛騨市高額療養費支払資金貸付条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

高額療養費貸付基金による貸付の必要性及び基金設置の意義がなくなったことに
伴う廃止

飛驒市高額療養費支払資金貸付条例を廃止する条例

飛驒市高額療養費支払資金貸付条例（平成16年飛驒市条例第118号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料

飛騨市高額療養費支払資金貸付条例を廃止する条例（案） 要旨

1 廃止の趣旨

高額療養費貸付基金による貸付の必要性及び基金設置の意義がなくなったことに伴う廃止

2 廃止の背景等

平成19年度より高額療養費が現物給付化されたことに伴い、著しく高額な医療費自己負担額の支払いにかかる資金の貸付を必要とする状況が解消されたことから廃止するもの。

3 施行日 公布の日